



# 北棚塩行政区除染工事にかかる 同意取得等についてご協力をお願いします

環境省が実施する本格除染の「北棚塩行政区」における同意取得業務を、環境省の委託先事業者である「いであ株式会社」が行うことになりました。

下記のとおり同意取得を進めていきますのでご理解・ご協力をお願いします。

立野上、立野中、加倉、苅宿、川添北、川添南、上ノ原、田尻、小野田、谷津田行政区の同意取得業務については、準備が整い次第お知らせします。

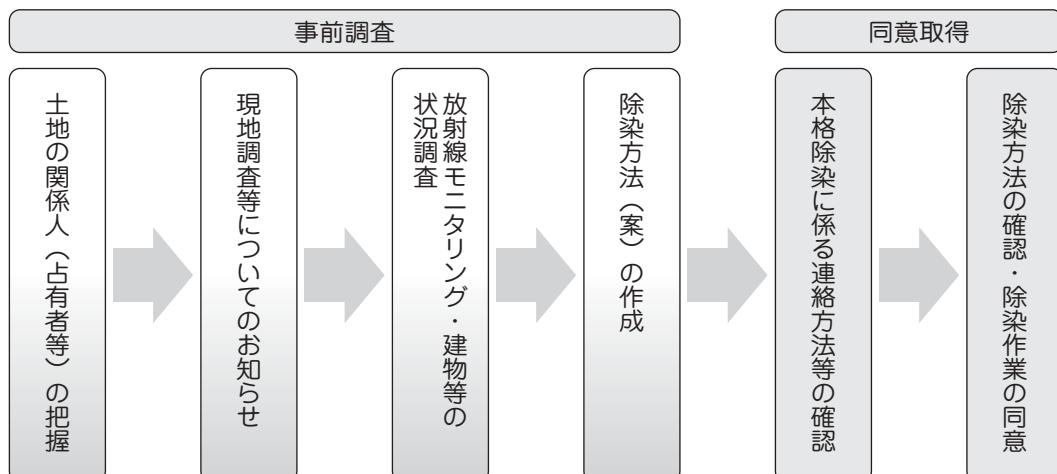
現在、同意取得業務を実施中の、権現堂1区から8区、樋渡・牛渡、高瀬、佐屋前、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、立野下、酒田、西台、藤橋行政区については、引き続き環境省 福島環境再生事務所（浜通り北支所）が同意取得業務を実施しますのでご理解・ご協力をお願いします。

記

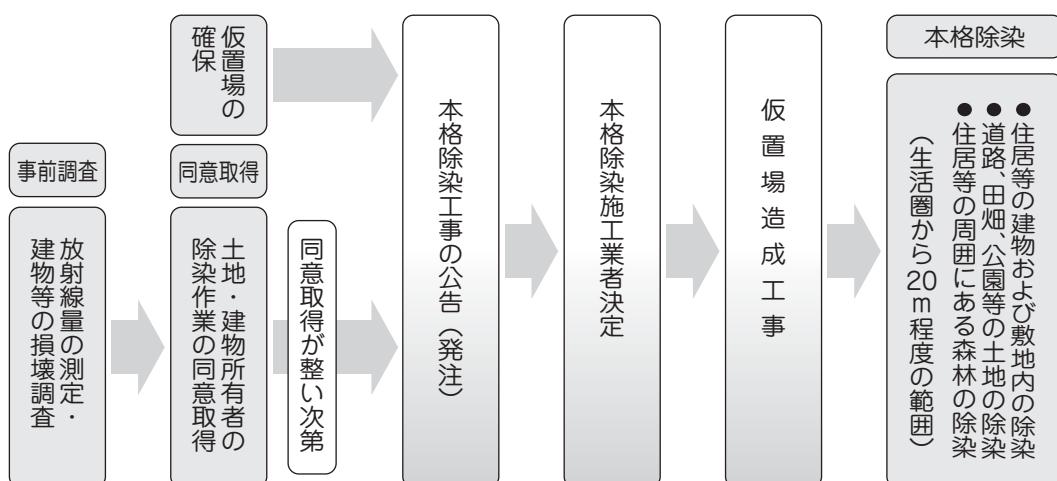
|       |               |
|-------|---------------|
| 対象行政区 | 北棚塩行政区        |
| 開始時期  | 平成26年5月上旬から開始 |
| 請負業者  | いであ株式会社       |

## 同意取得の流れ

除染は、町民の皆さんの大切な建物や土地に対して作業を行うものです。そのため除染作業の前に所有者様へ十分な説明を行い、作業への同意をいただく必要があります。



## 本格除染全体の流れ



問 環境省 福島環境再生事務所浜通り北支所(浪江町担当) TEL 0244(26)9912(代表)